

令和5年4月28日
校長 相賀 直

令和5年度 東京都立府中けやきの森学園 学校経営計画 － 知的障害教育部門 [B部門] －

本校に通う児童・生徒たちが、生涯にわたり豊かな人生を送ることは、私たちの強い願いです。そのことから本校では、児童・生徒たちのQOL（クオリティ オブ ライフ「生活の質」）の向上に着目し、そのために必要な教育内容・方法の改善に努めてきました。この基本方針は、今後も変わることなく、在学中はもちろん、卒業後の児童・生徒たちのQOLを向上させるための指導・支援を充実させることを目指してまいります。

併せて、児童・生徒たちが生きていく社会は、安全で安心できる環境であることを望みます。しかしながら現在、社会が複雑化することにより、児童・生徒たちがこれまでになかった事故に巻き込まれる可能性があったり、新型コロナウイルス感染症等の影響により、その健康が脅かされる可能性があったりするなど、安全・安心を確保していくためには看過できない様々な問題が存在します。

今後、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、感染症対策についての見直しが行われるほか、文部科学省においても、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）等の改正が予定されています。したがって、今年度の学校経営計画においては、生徒たちのQOLの向上に重点を置くとともに、安全・安心を確保していくためには看過できない問題に対する危機管理に特化した経営目標を定めます。そして、その達成に向けた経営努力を積み重ねてまいります。

1 目指す学校

○教育目標の達成を通して、児童・生徒のQOL（quality of life : 「生活の質」）を向上させる学校
○児童・生徒を様々な危機から守るための安全・安心な学校

(1) 学校の教育目標

児童・生徒を一人格として尊重しながら、障害の特性等に応じた専門的な教育を充実させ、豊かな人間性や社会性を育み、自立し社会参加できる児童・生徒を育成する。そのために、次に掲げる目標の達成に努める。

- ①健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養う。
- ②自ら学び、自ら考え、主体的に行動しようとする意欲や態度を養う。
- ③学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立するために必要な知識、技能及び態度を養う。
- ④豊かな情操と道徳心を培い、多様な人々が共に生きる社会の一員としての資質を養う。
- ⑤個性の確立に努めるとともに、進んで自立・社会参加する意欲や態度を養う。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

【小学部】

- ① 基本的生活習慣の確立を目指し、家庭と共通理解を図りながら、日常生活の指導を推進する。
- ②基本的生活習慣の確立を図るため、アセスメントなどを通して児童の実態を把握し、教材教具を工夫し個に応じた指導を行う。また、系統性のある学習を推進する。

- ③健康な心身を育むため、各教科や日常生活の指導において、運動や健康教育の充実を図る。
- ④安全に生活する力を養うため、生活に即した体験的な学習の充実を図る。
- ⑤コミュニケーション能力の育成を図るため、集団参加の場面や自己表現できる学習場面を設定し、学習を推進する。
- ⑥自己効力感の喚起、向上を図るため、障害に応じた自立活動の指導を推進する。
- ⑦障害の状態や発達段階の把握をするため、外部専門員などとの連携の充実を図る。
- ⑧学習上又は生活上の困難さを補うため、一人1台タブレット端末等 ICT 機器を授業で積極的に活用する。
- ⑨見識を広げるため、行事や副籍交流学习、自然体験や表現・鑑賞活動など、多様な学習を行う。
- ⑩社会性や協働して活動する力を育むため、交流活動や多様な集団での学習、道徳教育や特別活動などの充実を図る。
- ⑪学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫一人一人に応じた指導の充実を図るため、個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し活用する。
- ⑬進路指導部や中学部と連携を図り、卒業後に必要な力を保護者と共有しながら、将来の生活を見据えて、個に応じた段階的なキャリア教育を推進する。

【中学部】

- ①健康な心身を育むために、家庭と連携して基本的習慣の確立を図り、自立して生活するための基本的な技能を身に付け、QOLの向上に努める。
- ②自分の心身の変化を受け止め、身近自立や心身の調和的発達を促進するために、家庭や生活指導部とも連携して、健康や安全に対する知識や理解を深める。
- ③健康な心身を育むため、各教科や日常生活の指導において、運動や健康教育の充実を図る。
- ④思考力、判断力、表現力の育成やコミュニケーション能力の向上を図るために、主体的な学習意欲向上につながる個に応じた段階的な指導を行っていく。
- ⑤興味・関心の対象を広げたり、他者と関わる力を育てたりするために、多様な集団による学習活動や生活に即した体験的な学習を充実させる。
- ⑥生徒の障害特性や発達段階を的確に把握するために、多様な専門職種と積極的に連携・協力し指導方法の工夫を行う。
- ⑦達成感や自己肯定感を高めるために、生徒の発達段階や障害特性を把握し、生徒自身でやり遂げられるような指導を行う。
- ⑧学習上又は生活上の困難さを補うため、一人1台タブレット端末等 ICT機器を有効に活用し、指導するとともに、利用ルールなどの指導の充実にも努める。
- ⑨社会の一員としての資質を養うために、日本や地域の伝統・文化に触れる学習や地域の自然体験活動、多様な表現や鑑賞の活動などの指導を充実する。
- ⑩地域とのつながりを大切にした交流活動や、集団の中で伝え合う学習を通じて、社会の一員であるという自覚を育み、自分や友達の良さを認め合い、協働して活動する意欲を養う。
- ⑪学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫一人一人の個性や能力に合わせ、個別指導計画や学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、目標や学習内容を個別に設定する。

⑬自ら他者と関わり、必要な援助を適切に求める技術や意欲、態度を育むために、将来の自立を見据えたキャリア教育をする。

【高等部】

- ①健康教育を推進し、健康管理や衛生管理についての知識を深め、主体的に生活する態度を培う。
- ②社会生活において心身共に安定して過ごせるようにするため、学校行事や進路学習等とおして社会のルールを守る等の規範意識を育む。
- ③自己効力感をもって、どのように人生や社会をよいものにしていくか考える力を育て、自らQOLの向上の視点を生活の中に取り入れるよう指導していく。
- ④生涯にわたって遭遇する課題に向き合い、解決しようとする力を培うために対話的・協働的な学習を積極的に取り入れ、実践していく。
- ⑤個に応じた指導の充実を図るために、特別支援学校外部専門員と連携・協働を図り、生徒の実態把握や発達段階を踏まえた専門的かつ一貫した指導を行う。
- ⑥生徒自身が自立活動における学習の意味を理解し取り組むために、自立活動と関連付けた教科等の指導を計画的に実践していく。
- ⑦一人1台端末等 ICT 機器の活用を通じて、生徒一人一人の理解や学習の進度に応じた学びの充実に努める。
- ⑧実践的な安全教育や防災教育をとおして、自らの安全だけでなく、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成する。
- ⑨自分の大切さとともに他者を思いやる人権感覚を醸成するために、人権教育を組織的・計画的に進める。
- ⑩外部の人的・物的資源を積極的に教育活動に取り入れ、体験的な活動をとおして社会参加する意欲を高める。
- ⑪学習指導要領の3観点に基づく評価規準を作成し、年間指導計画、個別指導計画、週ごとの指導計画において指導と評価の一体化を図り、育成すべき資質・能力の定着・活用、主体的に学習に向かう態度を養う。
- ⑫学校生活支援シート（個別的教育支援計画）、個別指導計画を保護者と連携して作成し、個に応じた指導の充実に努めるとともに、卒業後の生活への移行をスムーズにするための支援を丁寧に行う。
- ⑬生徒一人一人が自己の在り方・生き方を考え、主体的に進路を選択・決定できるよう、キャリア教育の充実を図る。

2 中期的目標とその達成に向けた方策

本校がこれまでに培った特別支援教育における専門性等に基づき、令和5年度末時点で次の目標を達成することができるよう学校経営を行います。

(1) 令和5年度末の到達目標：「中期経営目標（両教育部門共通）」

【学校評価アンケートにおける評価結果】

- ・学校の教育目標の達成 → 肯定的評価：80%以上
- ・QOL（生活の質）の高まり → 肯定的評価：80%以上
- ・安全で安心な学校の実現 → 肯定的評価：80%以上

(2) 「中期経営目標（両教育部門共通）」を達成するための方策

- ・経営目標の明確化と共有
 - ・経営目標の達成に向けた研究活動の充実
 - ・教育効果を高める環境整備の徹底
 - ・健康と安全に係る教育（支援）の充実
- } 経営資源の集中

3 今年度における取組目標とその達成に向けた具体的方策

(1) 経営目標の明確化と共有（根拠及び価値観を共有する）

【数値目標】 学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価80%以上

①学校経営計画と教育活動の関係性の整理

☞ 学校経営計画に学校の教育目標を達成するための基本方針を記載し、関係者間で共通理解を図ります。

②東京型教育モデルに基づく教育の充実

☞ 「児童・生徒が自分らしく成長していくための学び」を充実させます。

東京型 教育 モデル	<ul style="list-style-type: none">○何のために学ぶのか、学んだことがどう役立つのかが分かるように学習します。○一人一人に合った進め方で学習します。<ul style="list-style-type: none">・意欲を引き出す「学び」・社会全体に支えられた「学び」・ICTを活用した「学び」 <p style="text-align: right;">} 3つを組み合わせる学習を進めます。</p>
---------------------------	---

③学校経営方針の周知徹底

☞ 広報活動（学校だより、ホームページ等）を充実させ、学校経営方針の周知を図ります。

(2) 経営目標の達成に向けた研究活動の充実

【数値目標】 学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価70%以上

①QOL（生活の質）の視点に基づく研究活動の導入

☞ 教育目標の達成を通してQOLの向上を目指すための研究活動を推進します。

②教育目標を達成するための授業改善の実施

☞ 質の高い授業提供に向け創意工夫を加えた研究授業、教材制作に取り組み、相互研さんします。

③研究活動の成果に基づく教育課程の改善

☞ 今年度の研究成果に基づき、次年度の教育課程を改善します。

(3) 教育効果を高める環境整備の徹底

【数値目標】 学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価80%以上

①「4S（整理、整頓、清潔、清掃）」の徹底

☞ 定期的な安全点検に基づく「4S（整理、整頓、清潔、清掃）」活動を推進します。

②東京都教育ビジョン（第4次）等に基づくデジタル技術を活用した教育の推進

☞ ICT活用の急速な進展に対応した取組を障害の実態に応じて推進し、児童・生徒が高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します。

③児童・生徒のロールモデルとなる教職員集団づくり

☞ 本校の教職員行動指針（最終頁資料参照）に基づき、児童・生徒に対する人的環境整備に努めます。

(4) 健康と安全に係る教育（支援）の充実

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価80%以上

①健康教育の充実

- ☞ 障害の実態に応じて、「自らの健康課題を自らが把握し解決する力」を育てるために、具体的な健康課題（感染症予防、歯と口の健康づくり、性教育、がん教育等）に関する取組を実施します。その際、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携します。
- ☞ 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づく子どもの自殺対策に資するために「SOSの出し方に関する教育」を実施します。その際、保健所等の関係機関と連携します。
- ☞ 豊かで活力ある生活をデザインすることができる力を育成するために、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」：総合的な子供の基礎体力向上方策を参考にした体力向上に関する取組を実施します。

②安全教育・安全管理の充実

- ☞ 「危険を予測し回避する能力」を向上させるために、生活安全、交通安全、災害安全に関する取組を実施します。その際、警察署や消防署等の関係機関及び各家庭と連携します。
- ☞ 「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を向上させるために、生活安全、交通安全、災害安全に関する取組を実施します。その際、警察署や消防署等の関係機関及び各家庭と連携します。
- ☞ 学校保健安全法に基づき、児童・生徒の安全の確保を図るため、学校の施設及び設備の安全点検を実施し、問題がある場合には速やかに対処します。その際、東京都教育委員会と連携します。

(5) 本校の喫緊の課題解決

【数値目標】学校評価アンケートにおける評価結果：肯定的評価80%以上

①新型コロナウイルス感染症の発生や感染拡大のリスクを低減させるための対策

- ☞ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携し、校内外の感染症対策の徹底を図ります。
- ☞ 保健所等の関係機関との協働による組織活動体制を活用し、機動性のある対応を徹底します。

②「学校における働き方改革推進プラン」に基づく教職員のライフ・ワーク・バランスの推進

- ☞ 安全衛生委員会を活用し、労働安全衛生法の遵守に努めます。
- ☞ 産業医と連携し、東京都教育委員会の示すガイドラインを遵守するための環境整備を図ります。

③体罰の禁止・根絶やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応に関する取組

- ☞ 体罰、各種ハラスメント防止のため、問題に即応できる窓口担当者を配置し、周知します。
- ☞ 児童・生徒向けアンケートを定期的実施し、問題の早期発見・早期対応に努めます。

以上

【資料】

令和5年度 東京都立府中けやきの森学園 教職員行動指針

—すべての児童・生徒のQOLの向上を目指して—

1 児童・生徒を一人格として尊重します。

- (1) 「児童・生徒の人権」を学校教育の課題としてではなく、その基盤として考えます。
- (2) 法令に反する行為や人権を侵害する行為の早期発見と問題解決に取り組みます。

2 専門性の高い教育を追及します。

- (1) 4S（整理、整頓、清潔、清掃）を徹底し、安全で衛生的な教育環境を整えます。
- (2) 外部専門家等との連携を図るとともに、絶えず創意工夫し質の高い授業づくりに努めます。

3 持続可能な社会の担い手である児童・生徒の自立・社会参加の実現に努めます。

- (1) 児童・生徒のロールモデルとなって、自立・社会参加に必要なことを学ぶように導きます。
- (2) 児童・生徒の自立・社会参加に必要な関係機関等との連携構築に努めます。

4 児童・生徒、保護者、地域社会等に信頼されるよう誠実に行動します。

- (1) 東京都教育委員会の定める服務に関するガイドラインに基づいて、自ら率先して行動します。
- (2) 地域社会の諸問題の解決に向け、防災活動、治安、交通安全対策活動等に協力します。